

英米の政治・経済 A (2003.5.26)

7. 多文化主義と文化戦争

1. 移民・難民大国アメリカ

2001年の難民認定数 28300人(日本 26人)

同時多発テロ事件も難民認定数は世界一である。

アメリカは建国以来、多数の移民・難民を受け入れてきた「移民国家」である。

移民政策の目標

社会的目標 - 移民とその家族の再統合

経済的目標 - 生産性や生活水準の向上

(労働コストの軽減、国際競争力の強化 vs 国内労働者の雇用確保)

文化的目標 - 社会における多様な価値を尊重・維持する(多文化主義)

道徳的目標 - 米国に居住する移民やその家族の基本的な人権や社会権を保障することで世界の「人権」問題にコミットする。

移民の受け入れる社会の許容量と政治形態は 移民を受け入れようとする社会の意思、労働市場の構造、移民による社会への関与によって決まる。とりわけ重要なのが 市民権の付与

アメリカの場合、**アメリカ国民**となるには、アメリカで出生すること(属地主義) 両親がアメリカ国民であること 5年以上居住し、英語を理解し、最低限のアメリカ史と政治制度に関する知識を有することという要件を満たして帰化すること、の三つの方法がある。

5年以上居住する移民のほぼ三分の二が帰化(毎年約25万人)

こうした市民権に加えて憲法修正14条により、**社会権**も享受(福祉給付を受ける権利、公務員採用における外国人差別の禁止、雇用差別の禁止、公正労働基準法による最低賃金の保障などが連邦最高裁判決で確認されている)。不法移民についても1981年12月31日以降に残留している不法入国者にも市民権を付与。

外国人とアメリカ国民の差 - 参政権の有無 陪審員になれないことなど、政治的側面に限られている。(日本国憲法は、基本的人権の規定も、「国民」の権利の体系である - 永住外国人の問題に対応できていない)

2. アメリカの移民政策の変遷

しかしアメリカ史における移民受入の歴史は同時に移民排斥運動の歴史でもあり、数々の衝突、摩擦が存在した。

<移民政策の変化>

- **1924年移民法** - 移民を年間総数 15万人に制限し、国籍別に受け入れ人数を割り当てた(1890年の国勢調査時点での出身国籍別人口×2%) 事実上、アジア系の移民が完全禁止に(「排日移民法」などとも呼ばれる)
- **1952年移民法** - 1920年時点での人口で再計算し、アジア系移民も可能になったが、国籍別割り当て制度は継続。技術・専門労働者を優先して受け入れ。
- **1965年移民法 - 国籍別割当制度を廃止**。年間受け入れ上限東半球 17万人(一国あたりの上限2万人) 西半球 12万人(国別の上限はなし)。ヴィザの発行は、「家族の再結合」と「移民志願者の職能と技能」によって優先枠を作る ジョンソン政権の「偉大な社会」計画の一環で、公民権政策と連動。
- **1980年難民法** - 65年では主に共産圏や独裁国家からの難民を想定していたが、ベトナム戦争によるインドシナ難民なども引き受ける必要からカーター政権下で成立(。難民とは「人種、宗教、国籍、政治的帰属や信条に関わらず、迫害や迫害の恐れがあるがゆえに自国を脱出した人」と幅広く定義 直後にキューバ、カストロ政権が約13万人の政治犯、刑事犯、病人などをフロリダにボートで「送り出す」など困難に直面。またハイチからの「経済難民」も続出。

- ・ **1990年移民法** - 年間総移民数を70万人まで拡大。うち48万人が「家族の再結合」枠、14万人が「職能・技能」枠、5万5000人が「多様性 (diversity)」枠
- ・ **1996年「不法移民改革・移民責任法」** - 国境警備・麻薬取引取締りの強化、不法移民の罰則強化、取締手続きの簡略化、不法移民の3 - 10年の再入国禁止、不法移民に対する社会福祉給付、アフーマティブ・アクションの停止など (2001年時点で600万人以上の不法移民が滞在していると推計されるのが背景、「1996年福祉改革法」と連動)

3. 移民と多文化主義をめぐる論争

1970年代以降の移民の急増は様々な角度から移民の是非を問う議論が出てきた。

人口・環境問題

移民の人口増加率が少子高齢型の白人人口より急激なため(特に産児制限をしないヒスパニック系人口)、人口問題や白人が「少数派」になるといった懸念から移民制限を主張する議論が出てきた(2050年に人口4億人になると推計)。 - Federation of American Immigration Reform という団体など

しかし**シエラ・クラブ**や**地球の友**といった主流派環境団体はこういった保守系団体の人口危機論を相手にしていない

経済問題

社会福祉、教育(「二言語教育」など)、職業訓練、治安などの移民の経済コストが議論の対象に。

移民擁護派は、こうした議論は移民の税負担を過小評価していると反論。

しかし移民を受入を決定するのが連邦政府であるのに対して、実際に受け入れ、様々な公共サービスを提供するのが州・地方政府であるという点も問題を複雑にしており、特に移民の入国後の国内移動も盛んなので、大量流入した自治体では摩擦が生じやすくなっている。

(例えば1994年にカリフォルニア州で通過した、「不法移民と子弟に対する公教育と緊急医療・社会福祉サービスの停止」を求めた「提案187号」など)

アメリカのマクロ経済にはプラスでも、各地方・州のにとってはプラスではないという事例もありうる。

文化問題

移民国家アメリカは同時に「多文化社会アメリカ」であるが、1980年代以降、この「**多文化主義 multiculturalism**」をめぐる激しい議論がなされてきた。

<多文化主義とは>

多文化主義は、異なる複数の人種や民族が共存するため、それぞれの独自の文化を相互に理解し、尊重し合い、特定の文化が主流文化として支配することがないように配慮する考え方である(同時にいままでも当然視されてきた「主流文化」を、あくまでも一つの文化として相対化することになる)。多文化主義を構成する文化としては、各エスニック文化以外にも、女性や障害者(手話・点字文化などを含む)、同性愛者などの性的マイノリティ、子供文化なども広い意味での文化・アイデンティティ集団として捉えることができる。

<カナダの多文化主義政策>

連邦政府の公式な政策として多文化主義を掲げるカナダの場合(「1988年カナダ多文化主義法」)は、フランス系カナダ人が中心のケベック州の独立運動が激化した1970年代に、まず公用語を英仏2言語に指定して、二言語二文化のカナダを目指したが、ロシア系やドイツ系移民の反発を買い、政治的妥協として「二言語多文化主義」を掲げるようになり、1982年憲法では先住民の権利も認めるようになったことから始まった。背景としては労働力不足やそれまでの差別的な移民政策の反省から、有色人種(カナダで言う「visible minority」)を積極的に受け入れると言う方針転換もある。カナダの代表的な多文化主義理論家である、ウィル・キムリッカは、**多文化主義政策**として、

マイノリティの進学・就職・昇進の促進(アフーマティブ・アクション) 学校や会社、役所、メディアなどにおける差別やハラスメントの禁止とそのためのガイドラインの作成 警察官や福祉担当者などが多文化主義的配慮をできるように研修すること 二言語教育やエスニック・メディアの助成などを挙げている。これらの政策は多文化主義政策を公式には掲げないアメリカの連邦や州・地方政府によっても行なわれている

<アメリカにおける多文化主義と文化戦争>

において「多文化主義」は現実政治よりも主に教育や知識人サークルの間で影響力をもつことになった。

1960年代のリースマンの「文化剝奪論」、主流文化に適應させる補償教育に重点、しかし70年代以降は、多様性や差異を肯定する**多文化主義教育**へと移行。

アメリカの**多文化主義教育**は、エスニック集団、文化集団、ジェンダー集団の声、経験、戦いなどを組み込むカリキュラム改革、低所得層の生徒、非白人生徒、女子生徒、障害生徒の学業達成、異なった人種、文化、ジェンダー集団に属する人々の集団間教育の達成を目的とする。

アフロ・セントリズム

- モレフィ・アサンテ（テンプル大学） レナード・ジェフリーズ（ニューヨーク市立大学）
「アフロセントリックなアプローチとは、どんな状況でも常にアフリカの人々を正しく中心に据えようとする。中心的とは、排他的概念ではなく、自己を自己の文化的準拠枠において理解することであり、そうすることによって自己の文化と他者の文化の関連付けを可能にする概念である。教育においては、教師が生徒に世界とその人々や概念や歴史についてアフリカの観点から学ぶ機会を与えることである。」

PC運動（Political Correctness = 「差別的表現」撤廃運動）

各人種、文化、ジェンダー集団の自己定義を承認するか否かが争点に（悪く言えば「言葉狩り」になってしまう）。

<多文化主義教育批判>

・1987年にスタンフォード大学の「西洋文明」講座は、「西洋中心主義」であるとジェシー・ジャクソンらに批判され、ヨーロッパ人以外の著作も読むよう指定する「文化、思想、価値」講座にカリキュラム改革した（1989年から実施）全米の大学に波及、ヨーロッパ系知識人の反発、また同年、ニューヨーク州の公立高校のアメリカ史カリキュラム（エリック・フォナー・コロンビア大学教授らが編纂）も「ヨーロッパ中心的」と批判され、先住民の歴史を大幅に増加したものに代えられた。

Allan Bloom, *The Closing of American Mind*, 1987

アメリカの大学カリキュラムの中心は、アメリカ共和国の実現に最も影響力があった西欧文明・西欧思想中心であるべきだとした。

西欧文明コア科目も時代の産物にすぎない（Lawrence Levine, *The Opening of the American Mind*, 1996）

「平等や正義に関する西欧デモクラシーの理想と、人種、ジェンダー、社会階級による差別の現実とは矛盾している。そのギャップを埋めることが多元主義教育の目標」（James Banks, *An Introduction to Multicultural Education*, 1994）

Arthur M. Schlesinger, Jr. *The Disuniting of America: Reflections on Multicultural Society*, 1991

「自称『マルティカルチュラリスト』は、西欧の遺産としては西欧の犯罪以外にほとんど何も見ようとしぬ民族中心を唱える分離主義者であり、こうした人々は西欧の伝統は、人種差別的、性差別的、『尚古主義的』、覇権主義的であり、西欧文化の普及は西欧の武力の拡大に夜に過ぎないと主張している。しかし奇妙なことに西欧の伝統に対する攻撃が多くの場合、西欧で磨き上げられた分析理論（マルクス主義、脱構築主義、ポスト構造主義、ラジカルフェミニズムなど）によってなされているのである」

Peter Brimelow, *Alien Nation: Commonsense of American Immigration Disaster*, 1995

- 白人主流文化、英語、キリスト教文化などが脅かされていることへの危機感の表明。

こうした論争を通じて、無批判にヨーロッパ文化を前提としていたアメリカのカリキュラムが、ヨーロッパ文化も一つの文化として相対化できるようになった功績は大きい、アフリカ中心主義にカリキュラム改革を迫るとすれば、それはヨーロッパ中心主義と同じエスノセントリズムに

陥ることになる

歴史観をめぐる「文化戦争 cultural wars」へ。またエスニック・マイノリティだけでなく、公立学校教育で、同性愛をノーマルであるように教えるカリキュラム改革したことなどが親たちの反発を買うといった文化戦争もしばしば生じるようになった。

また 1965 年の移民法改正以後、ヒスパニック系移民(特にメキシコ系)が急増(カリフォルニア、テキサス、ニューヨーク、フロリダ州などに集中)。

1968 年「**二言語教育法**」 - 1970、1974 年に改正され、英語にハンディを持つすべての児童に二言語教育を保障することとなった。

しかし

ヒスパニック系の高い高校中退率など教育効果への疑問

地方政府への財政負担 カリフォルニアにおける**提案 227 号**(1998)

ヒスパニック系の反発とともにヒスパニック系の中にも英語教育を望む層もでてきた。

「同化」による社会経済的地位の改善か、文化的アイデンティの保持かが争点に。

4. ポストエスニック・アメリカという難問

差別 (マジョリティ中心主義)	
個人・普遍主義	同化主義 人種差別 集団・共同体主義
憲法による平等保障	リベラリズム 多文化主義
反差別 (マイノリティの権利重視)	

ポストエスニック・アメリカ

David Hollinger, *Postethnic America*. 1995

多文化主義の場合、ある個人がある「文化」集団に属しているというのが前提。それに対して、個人は自由意志により、多数の共同体に属することができるし、重層的なアイデンティティをもつことができるという考え方もなりたつ

また人類学者たちも「人種」概念が社会的構築物に過ぎず、根拠に乏しいことを明らかにし、「ハイブリッド性(雑種・混交性)」を強調するようになった。

そうした研究動向は大きな社会的・学問的意義をもち、長期的には差別意識を克服するのに役立つものと考えられるが、その一方で現実社会ではエスニシティが個人のアイデンティティの形成過程や社会生活において依然として大きな位置を占めており、「人種」を「無視」することが新たな「人種主義」につながりかねない恐れがある(辻内鏡人『現代アメリカの政治文化』ミネルバ書房、2001年)。アフリカ中心主義も「自尊心」や「目標」をもたせる教育としては非常に有効なアプローチだと考えられるが、人種的な敵愾心や偏狭なエスニック・ナショナリズムにつながるならば多文化社会の維持にマイナスとなってしまう。

以上の点を考えると、多文化主義教育や政策により、社会における価値や文化の多様性を認識し、それを相互に尊重しつつ、目に見える形で論争を行ない、しかも最終的には個人が自分自身の文化的アイデンティティを選択的に形成できるような社会作りが必要かと思われる。しかし選択の背景には各文化集団間の社会経済的不平等の問題があるので、社会的に成功するために「主流社会」の価値観に合わせてゆく「選択」をせざるを得ない場合が多いことと考えられる(上に述べたヒスパニック系児童を抱える親が、「バイリンガル教育」よりも「イングリッシュ・イマージョン教育」を選択するケースなど)。このような問題はアメリカに限らず、日本を含む多くの社会が直面している問題であり、国内における文化間の権力関係により敏感になることが必要である

[安岡ホームページ・トップへ](#)